北里大学保護者の皆様へ

2023年度・大学用

北里大学
推　奨

北里大学PPA
推　奨

北里大学
学生総合保障制度

（団体総合生活保険）

Web申込可（クレジットカード決済）（新入生のみ）

インターンシップ・アルバイト中の賠償事故も補償

熱中症による入院・通院も補償

ノート型パソコンやタブレット（※）の破損や盗難も補償

（※）通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。

自転車での賠償事故も補償

保険料一括払いでご卒業までの安心を24時間補償します

申込締切日

4月中の補償開始をご希望の方：**2023年4月14日（金）**

5月からの補償開始をご希望の方：**2023年4月28日（金）**

保険（補償）期間

4月より補償	保険料お支払い日の翌日午前0時から	4年制学部	2027年4月1日午後4時まで
5月より補償	5月1日午前0時から	6年制学部	2029年4月1日午後4時まで

制度の内容を必ずご確認ください。

幅広い補償で24時間しっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

他人にケガをさせてしまったら?

① 賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)＊1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※インターンシップ・アルバイト中や受託品＊1の損壊等の事故も補償の対象になります。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

＊1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガを負わせた。

国内外を問わず補償!　免責金額(自己負担額)ゼロ!

学生はアクティブ。やっぱり、日常生活でのケガが心配…。

② 学生本人の傷害

熱中症で入院。

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、保険の対象となる方が熱中症になった場合にも下記保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院＊1や手術＊2をしたときに、保険金をお支払いします。

＊1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。
また、1事故について180日を限度とします。

＊2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。
また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

スポーツによるケガ。

通　院

ケガで通院＊1したときに、保険金をお支払いします。

＊1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。
また、1事故について90日を限度とします。

特定感染症

特定感染症＊1を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

＊1 2022年7月現在、新型コロナウイルス感染症は特定感染症に含まれます。特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

国内外を問わず補償!

やっぱり、病気での入院も心配!

③ 学生本人の入院・手術医療

病気で2日以上入院＊1したり手術＊2や放射線治療＊3を受けた場合に保険金をお支払いします。

＊1 1回の入院について60日を限度とします。

＊2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

＊3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

＊4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

(注)保険期間の開始時にすでに被っている病気については保険金をお支払いできませんのでご了承下さい。
(ただし、新規ご加入時の保険期間開始後2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)

盲腸になり、7日間入院した。

国内外を問わず補償!

もしも、扶養者に万が一のことがあった時!

④ 学資費用

傷害による学資費用

扶養者がケガで死亡されたり重度後遺障害が生じたことで扶養者に扶養されなくなり、授業料等を負担したときに、保険金をお支払いします。

疾病による学資費用(基本タイプのみ補償)

扶養者が病気で死亡されたことで扶養者に扶養されなくなり、授業料等を負担したときに、保険金をお支払いします。

※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。

扶養者が事故に遭い重度後遺障害を被った。

国内外を問わず補償!

カメラが壊れてしまったら?

⑤ 携行品損害

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、通信可能なノートパソコンやタブレット、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

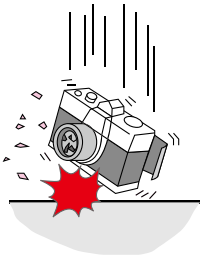

免責金額(自己負担額)5,000円

旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。

ケガで長期入院。家族の交通費は?

⑥ 救援者費用等

日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより3日以上入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や親族等が現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、保険金をお支払いします。

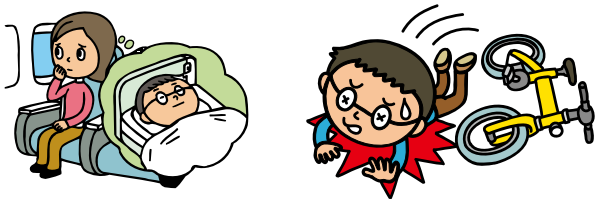

自転車で転倒。骨折し、入院した為両親が現地に向った。

学生が大家さんに損害を与えたら?

⑦ 借家人賠償責任

日本国内で、借用戸室での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)。

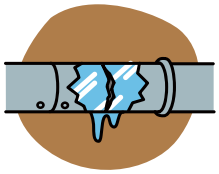

国内のみ

凍結により、水道管が破裂し、水漏れしてしまった。

アパート学生用

免責金額(自己負担額)ゼロ!

学生の家財を盗まれたら?

⑧ 生活用動産

日本国内で、家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※サーフボード、携帯電話、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器等は、補償の対象となりません。

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)。

国内のみ

空き巣が入り、学生の家財が盗難にあった。

アパート学生用

免責金額(自己負担額)5,000円

〈保険の対象となる方〉 保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	こども傷害補償、借家人賠償責任、携行品、生活用動産、救援者費用等	個人賠償責任
	(本人型)	(家族型)
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)。
また、ご本人*1以外の左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人*1の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(ご本人*1に関する事故に限ります。)。

*1 北里大学に在籍する学生で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)。

! 学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*2を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。

(3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2　戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

北里大学 学生総合保障制度の特徴

❶ 団体割引10%が適用されております。

北里大学ご入学の皆様**専用の保険制度**です。
団体割引10%が適用されており、割安な保険料でご加入いただけます。

特定感染症*1も補償！

❷ 充実した補償内容で学生をお守りします。

レジャー・アルバイト・インターンシップ中のケガも補償します。
扶養者が疾病により万が一の事があった場合に学資費用も補償される**<基本タイプ>がおススメです。**

*1特定感染症の定義は「補償の概要等」をご確認ください。

たとえば、こんな場合に補償されます！

下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

●登山中に滑落し行方不明になり警察が出動した。

- 入院費用6日間　18,000円
- 救援者費用　約60,000円

●借りているアパート戸室の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。(アパート学生プラン)

- 借家人賠償責任　約90,000円

●自転車で走行中、自動車に追突。相手自動車の修理費を請求された。

- 賠償責任　約500,000円

支払実績

こんなにお役にたってます！

保険金支払実績

2021年度
ご加入者の方からの事故受付

保険金支払総件数
95件

保険金支払総額
3,647,447円

（2022年5月31日支払分まで）

●精神疾患による入院。

- 医療　入院費用40日間　120,000円

●部活中に転倒、足を捻って靭帯断裂　前十字靭帯再建術を受けた

- 傷害　入院費用　15日間　45,000円
- 傷害　手術費用　30,000円
- 傷害　通院費用　17日間　34,000円　109,000円

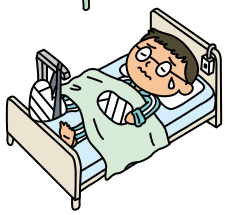

●急性盲腸炎で入院、手術。

- 医療　入院費用　7日間　21,000円
- 医療　手術費用　30,000円　51,000円

❸ 加入手続きは簡単です。

告知不要でご加入いただけます。
また、１回のお手続きで保険期間中（４年制学部は４年間・６年制学部は６年間）補償されますので安心です。

お申込みにあたって

お申込方法

下記 (1) (2) よりお選びください。

(1)郵便局でのお手続き【現金でお支払い】

※10万円を超える送金を行う際には、窓口にて「加入者様」の「本人確認」が必要となります。
「加入者様」はお手続きされる方、「扶養者様」を「学資費用補償」の対象者とすることも可能です。
①別紙「ご加入手続きについて」の「ご記入方法」をご参照の上「払込取扱票」をご記入ください。
②お近くのゆうちょ銀行または郵便局にてお申込ください。
③5月以降の保険料につきましては代理店にお問い合せください。

(2)QR コードからのお手続き【クレジットカード決済】

詳細は、別紙参照（QR（クレジットカード決済）でのお申込方法）

扶養者様について

- 扶養者様が「学資費用補償」の対象者となりますので、ご留意ください。

アパート学生について

- アパート入居先で火災保険（借家人賠償責任･生活用動産）にご加入された場合には補償が重複しますので自宅学生タイプでのご加入をお勧めします。
- 獣医学部･薬学部については、キャンパス移動前の通学状況でご選択ください。
（キャンパスの移動の時期に合わせて変更書類をお届致します。【1月末頃発送予定】）

（注1）アパート学生の方も自宅学生タイプをお選びいただけます。
（借家人賠償責任･生活用動産は補償対象外となります。）
（注2）保険期間中でのタイプ変更が可能です。
（自宅学生タイプ⇔アパート学生タイプ）

〈ご加入の際のご注意〉

- 被保険者（保険の対象となる方）になれるのは、北里大学の学生（団体構成員）にかぎります。
- この保険契約は、学校法人北里研究所を保険契約者とする団体契約となり、保険証券は学校法人北里研究所に発行されます。加入者には加入者票が発行されます。また、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人北里研究所が有します。退学等により団体構成員でなくなった場合は、必ずお申し出ください。
- 原則として扶養者として指定できるのは学生（被保険者）の親権者であり（注）かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担し、学生の生計を主に支えている方とします。

（注）成年に達した場合はこの限りではありません。

医療衛生学部・理学部・看護学部・海洋生命科学部・未来工学部

※QRコードによるお手続きの場合は、最短補償開始月は5月になります。

おすすめ QRコードでのお申し込み

QRコードでのお申込みの場合は
毎月末日までのお手続きで
翌月1日～の補償開始となります。

QRコード（クレジット決済）でのお手続きは、こちらから申込み期間（2023年4月1日～2024年2月29日）
http://ezoo.jp/ds5/
A0112090000523042209

※自宅通学の場合やご親族の住居に同居されている場合は「アパート学生」タイプにご加入できません。

すべてのタイプに天災危険補償*1が付帯されています。			自宅学生 おすすめ		アパート学生 おすすめ	
			基本タイプ TA4	エコノミータイプ TB4	基本タイプ TC4	エコノミータイプ TD4
保険料（4月から補償を受けられる場合）			131,700円	70,540円	148,980円	87,820円
保険料（5月から補償を受けられる場合）			129,280円	69,250円	146,240円	86,210円
補償額（保険金額）	① 賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）		国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円
	② 学生本人の傷害（天災危険補償付*1）	死亡・後遺障害	200万円	200万円	200万円	200万円
		入院日額*2（1日につき）	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		通院日額（1日につき）	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	③ 学生本人の病気	入院医療日額*3	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	④ 扶養者	学資費用*4（傷　害）（天災危険補償付*1）	150万円	150万円	150万円	150万円
		学資費用*4（疾　病）	150万円	×	150万円	×
	⑤ 携行品損害（免責金額（自己負担額）：5,000円）		10万円	10万円	10万円	10万円
	⑥ 救援者費用等		100万円	100万円	100万円	100万円
	⑦ 借家人賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）		×	×	1,000万円	1,000万円
	⑧ 生活用動産（免責金額（自己負担額）：5,000円）		×	×	100万円	100万円

*1 天災危険補償とは、地震 もしくは 噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金、傷害による学資費用保険金を補償いたします。
*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*3 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍（入院中の手術または放射線治療）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*4 学資費用は、支払年度ごとのお支払い限度額となっております。学業費用支払対象期間は扶養者が扶養不能状態になった翌日から、保険期間終了までとなります。
*5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。
お子様（被保険者ー保険の対象となる方）が、アルバイト等で継続的に以下の6業種（※）のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）。
（※）「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 https://www.qrcode.com/faq.html

医学部

※QRコードによるお手続きの場合は、最短補償開始月は5月になります。

おすすめ QRコードでのお申し込み

QRコードでのお申込みの場合は
毎月末日までのお手続きで
翌月1日～の補償開始となります。

QRコード(クレジット決済)でのお手続きは、こちらから申込み期間(2023年4月1日～2024年2月29日)
http://ezoo.jp/ds5/A01120600005230422 09

※自宅通学の場合やご親族の住居に同居されている場合は「アパート学生」タイプにご加入できません。

すべてのタイプに天災危険補償*1が付帯されています。			自宅学生 おすすめ		アパート学生 おすすめ	
			基本タイプ TJ6	エコノミータイプ TK6	基本タイプ TL6	エコノミータイプ TM6
保険料(4月から補償を受けられる場合)			679,140円	163,260円	703,070円	187,190円
保険料(5月から補償を受けられる場合)			673,150円	161,830円	696,870円	185,550円
補償額(保険金額)	① 賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)		国内:無制限 国外:1億円 記録情報限度額:500万円	国内:無制限 国外:1億円 記録情報限度額:500万円	国内:無制限 国外:1億円 記録情報限度額:500万円	国内:無制限 国外:1億円 記録情報限度額:500万円
	② 学生本人の傷害 (天災危険補償付*1)	死亡・後遺障害	200万円	200万円	200万円	200万円
		入院日額*2 (1日につき)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		通院日額 (1日につき)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	③ 学生本人の病気	入院医療日額*3	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	④ 扶養者	学資費用*4 (傷　害) (天災危険補償付*1)	600万円	600万円	600万円	600万円
		学資費用*4 (疾　病)	600万円	×	600万円	×
	⑤ 携行品損害 (免責金額(自己負担額):5,000円)		10万円	10万円	10万円	10万円
	⑥ 救援者費用等		100万円	100万円	100万円	100万円
	⑦ 借家人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)		×	×	1,000万円	1,000万円
	⑧ 生活用動産 (免責金額(自己負担額):5,000円)		×	×	100万円	100万円

*1 天災危険補償とは、地震 もしくは 噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金、傷害による学資費用保険金を補償いたします。
*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*3 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*4 学資費用は、支払年度ごとのお支払い限度額となっております。学業費用支払対象期間は扶養者が扶養不能状態になった翌日から、保険期間終了までとなります。
*5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。
お子様(被保険者ー保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)。
(※)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 https://www.qrcode.com/faq.html

獣医学部・薬学部　4年制

※QRコードによるお手続きの場合は、最短補償開始月は5月になります。

おすすめ QRコードでのお申し込み

QRコードでのお申込みの場合は
毎月末日までのお手続きで
翌月1日～の補償開始となります。

QRコード（クレジット決済）でのお手続きは、こちらから申込み期間（2023年4月1日～2024年2月29日）
http://ezoo.jp/ds5/A0112090000523042209

※自宅通学の場合やご親族の住居に同居されている場合は「アパート学生」タイプにご加入できません。

すべてのタイプに天災危険補償*1が付帯されています。			自宅学生（おすすめ）		アパート学生（おすすめ）	
			基本タイプ TA4	エコノミータイプ TB4	基本タイプ TC4	エコノミータイプ TD4
保険料（4月から補償を受けられる場合）			131,700円	70,540円	148,980円	87,820円
保険料（5月から補償を受けられる場合）			129,280円	69,250円	146,240円	86,210円
補償額（保険金額）	① 賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）		国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円
	② 学生本人の傷害（天災危険補償付*1）	死亡・後遺障害	200万円	200万円	200万円	200万円
		入院日額*2（1日につき）	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		通院日額（1日につき）	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	③ 学生本人の病気	入院医療日額*3	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	④ 扶養者	学資費用*4（傷　害）（天災危険補償付*1）	150万円	150万円	150万円	150万円
		学資費用*4（疾　病）	150万円	×	150万円	×
	⑤ 携行品損害（免責金額（自己負担額）：5,000円）		10万円	10万円	10万円	10万円
	⑥ 救援者費用等		100万円	100万円	100万円	100万円
	⑦ 借家人賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）		×	×	1,000万円	1,000万円
	⑧ 生活用動産（免責金額（自己負担額）：5,000円）		×	×	100万円	100万円

*1 天災危険補償とは、地震 もしくは 噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金、傷害による学資費用保険金を補償いたします。
*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*3 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍（入院中の手術または放射線治療）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*4 学資費用は、支払年度ごとのお支払い限度額となっております。学業費用支払対象期間は扶養者が扶養不能状態になった翌日から、保険期間終了までとなります。
*5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。
お子様（被保険者ー保険の対象となる方）が、アルバイト等で継続的に以下の6業種（※）のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）。
（※）「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。　https://www.qrcode.com/faq.html

獣医学部・薬学部　6年制

※QRコードによるお手続きの場合は、最短補償開始月は5月になります。

おすすめ QRコードでのお申し込み

QRコードでのお申込みの場合は
毎月末日までのお手続きで
翌月1日～の補償開始となります。

QRコード（クレジット決済）でのお手続きは、こちらから申込み期間（2023年4月1日～2024年2月29日）
http://ezoo.jp/ds5/A0112060000523042209

※自宅通学の場合やご親族の住居に同居されている場合は「アパート学生」タイプにご加入できません。

すべてのタイプに天災危険補償*1が付帯されています。			自宅学生 おすすめ		アパート学生 おすすめ	
			基本タイプ TE6	エコノミータイプ TF6	基本タイプ TG6	エコノミータイプ TH6
保険料（4月から補償を受けられる場合）			282,980円	111,020円	306,910円	134,950円
保険料（5月から補償を受けられる場合）			280,470円	110,030円	304,190円	133,750円
補償額（保険金額）	① 賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）		国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円	国内：無制限 国外：1億円 記録情報限度額：500万円
	② 学生本人の傷害（天災危険補償付*1）	死亡・後遺障害	200万円	200万円	200万円	200万円
		入院日額*2（1日につき）	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		通院日額（1日につき）	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	③ 学生本人の病気	入院医療日額*3	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	④ 扶養者	学資費用*4（傷　害）（天災危険補償付*1）	200万円	200万円	200万円	200万円
		学資費用*4（疾　病）	200万円	×	200万円	×
	⑤ 携行品損害（免責金額（自己負担額）：5,000円）		10万円	10万円	10万円	10万円
	⑥ 救援者費用等		100万円	100万円	100万円	100万円
	⑦ 借家人賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）		×	×	1,000万円	1,000万円
	⑧ 生活用動産（免責金額（自己負担額）：5,000円）		×	×	100万円	100万円

*1 天災危険補償とは、地震 もしくは 噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金、傷害による学資費用保険金を補償いたします。
*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*3 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍（入院中の手術または放射線治療）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*4 学資費用は、支払年度ごとのお支払い限度額となっております。学資費用支払対象期間は扶養者が扶養不能状態になった翌日から、保険期間終了までとなります。
*5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。
お子様（被保険者ー保険の対象となる方）が、アルバイト等で継続的に以下の6業種（※）のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）。
（※）「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。　https://www.qrcode.com/faq.html

加入者票について

ゆうちょ銀行振込の場合

郵便局でお手続
（現金）
いただいた方

→

2023年4月下旬以降
順次郵送予定
※締切日までにお手続きの場合

クレジットカードの場合

QRコードでお手続
（クレジットカード）
いただいた方

→

2023年4月以降
順次郵送予定

※加入者票をお急ぎの場合はゆうちょ銀行（現金）でのお支払い手続をお願いします。

QRコードでのお支払いは2023年6月以降にご登録のクレジットカードよりご請求させていただきます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 https://www.qrcode.com/faq.html

締切日以降のお申込みも承っておりますが、補償期間の開始が遅れますので必ず締切日までにお振込ください。

※4月1日以降にお手続きの場合は補償開始日は以下のとおりです。

ゆ う ち ょ 銀 行（現金）：お振込日翌日の午前0時補償開始となります。
QRコード（クレジットカード）：ご登録いただいた日の翌月1日午前0時補償開始となります。

なお、保険期間終了日（4月1日）については午後4時までの補償となります。

学籍を離れた日以降は補償の対象となりません。退学等により北里大学の学生（団体構成員）でなくなった場合は必ずお申し出ください。

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院･手術医療保険金支払特約(病気による入院等)に係る保険料が生命保険料控除※（介護医療用）の対象となります。
控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください。（10月頃より受付開始）
※生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。

■団体総合生活保険　補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償（こども傷害補償）】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされているため、保険の対象となる方が熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1　ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金等の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの　等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。 *1　傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。 *2　「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3　1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1　ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	
特定感染症危険補償特約		特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1　病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。 *2　政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。） 等

<table>
<tr><th colspan="2">保険金等の種類</th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">入院・手術医療保険金支払特約</td><td>入院医療保険金</td><td rowspan="2">保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合
▶入院医療保険金日額に入院*1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院*2について、60日を限度とします。

※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。
*1　介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。
*2　退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</td><td rowspan="2">・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1
・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気
・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気
・アルコール依存および薬物依存
・先天性疾患
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気*2
等

*1　該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</td></tr>
<tr><td>手術医療保険金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学業費用補償特約</td><td>学資費用保険金</td><td>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合
▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。
（重度後遺障害の例）
■両目が失明したもの
■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの
■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1　加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2　扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。
*3　以下の費用をいいます。
■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用
■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5
*4　学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。
*5　制服代を含みます。</td><td rowspan="2">・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分）
・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態
・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態
・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態
・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態
・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態
・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合
等</td></tr>
<tr><td>疾病学資費用保険金</td></tr>
<tr><td>疾病による学業費用補償特約</td><td>疾病学資費用保険金</td><td>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合
▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1　加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2　扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。
*3　以下の費用をいいます。
■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用
■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5
*4　学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。
*5　制服代を含みます。</td><td>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1
・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分）
・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態
・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態
・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態
・「学業費用補償特約」により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態
・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2　等
*1　該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</td></tr>
</table>

保険金等の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等＊1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）＊2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額＊3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1　汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 ＊2　以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品　等 ＊3　情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物＊2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失＊4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊　等 ＊1　保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2　受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 ＊3　自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 ＊4　置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ＊5　ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
携行品特約＋携行品特約の一部変更に関する特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額:1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物　等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失＊1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害　等 ＊1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合　等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害　等

保険金等の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内における保険の対象となる方ご本人の借用戸室＊1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等
住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約	国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財　等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失＊1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等 ＊1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

万一、事故が起こったら

事故が発生した場合には、直ちに事故受付センターまでご一報ください

事故受付サービス

事故はいつ、どこで起こるかわかりません。

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

0120-720-110

受付時間	24時間365日

ネットからのご連絡はこちら

【取扱代理店】
北里ライフサービス株式会社

受付時間	月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時）

TEL. **042-778-9288**

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
https://www.qrcode.com/faq.html

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から**「もしも」のとき**まで**バックアップ!**
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1：24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間：（いずれも土日祝日、年末年始を除く）
- ●電話介護相談 :午前9時～午後5時
- ●各種サービス優待紹介 :午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間：（いずれも土日祝日、年末年始を除く）
- ・法律相談 :午前10時～午後6時
- ・税務相談 :午後 2時～午後4時
- ・社会保険に関する相談 :午前10時～午後6時
- ・暮らしの情報提供 :午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください（各サービス共通）

- ●ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ●メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

よくあるQ&A

Q1 学資費用とは何か

A1 授業料、教科書代、施設設備費等学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費をいいます。学資費用補償は、扶養者が不慮の事故により死亡されたり重度後遺障害が生じたこと、病気により死亡されたこと（基本タイプのみ）で扶養者に扶養されなくなり、学資費用を負担した場合に保険金をお支払いします。

Q2 加入者票が届かない

A2 web申込（クレジットカード決済）の場合は4月以降順次、ゆうちょ銀行振込の場合はお申込から1カ月半程度でお届けしています。これらの期間を大幅に超えても届かない場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

Q3 自転車保険に入らなくてもよいのか

A3 ❶賠償責任補償、❷学生本人の傷害補償については自転車搭乗中の事故による賠償責任、ケガも補償されますので、自転車保険と同じ補償が得られます。

Q4 下宿先アパートを借りる際に火災保険に入った場合自宅タイプで良いか。

A4 自宅タイプでのお申込となります。

ご加入内容をご確認ください。 加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

お問い合わせ先

<取扱代理店> **北里ライフサービス株式会社**
〒252-0329　神奈川県相模原市南区北里1-15-1
北里大学キャンパス内（L2号館隣）
TEL.042-778-9288　月～金　8:30～17:00
E-mail:hokendesk@kitasato-life.co.jp

<引受保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社**
担当課　公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
ラ・メール三番町10F
TEL.03-3515-4133 月～金　9:00～17:00

22-T00000　2023年　月作成